

仕 様 書

(別添1)

本作業にあたっては、受託者は、関係法令及び岡山市が定めた規定によるほか、本仕様書ならびに監督員の指示に基づき作業を実施すること。

作業名 県道高梁御津線草刈業務委託
場所 岡山市北区御津宇甘地内ほか
履行期限 令和7年11月28日
作業内容 本業務は、御津支所管内の県道管理として、設計図書及び、別紙図面・リストにより、除草作業を行うものである。

集積積込運搬処分工	①刈草を集草し、ダンプトラック2t車に積込む。②処分場所まで運搬し処理を行う。草の処理は、岡山市北区御津下田の再資源化施設への持ち込み処分とする(伝票を提出すること)。
肩掛式除草工	草刈機(肩掛式)を用いて除草を行う。人力による仕上げ除草および、空缶等の障害物除去も含む。
安全費	交通誘導員としてのべ9人を見込んでいる。

仕 様	内 容
除 草	隣接する構造物等に十分注意をして作業すること。なお、構造物等に損傷を与えた場合、受託者において現状に復旧すること。
集 草	作業後は早急に刈草を集めることとし、周辺の田畑、側溝等へ刈草を飛散させた場合は責任を持って処理すること。
除 草 の 範 囲	設計の草刈幅を原則とするが、設計どおりでは不具合が生じた時や、地元要望等があれば監督員と協議すること。協議をせずに作業した場合は、変更の対象とならないので注意すること。
処 理	刈草処分については、岡山市北区御津下田の再資源化施設に搬入するものとし、野焼きは原則的に行わないこと。上記施設に搬入する場合は、事前に計画書(搬入日時、数量)等を提出し、許可を得ること。当初の見込み数量との異同は、設計変更の対象とし、数量は伝票によって確認するものとする。(堆肥等に利用したり、伝票がない場合は、処分費を減じることになるので注意すること)。
時 期	1回目については、契約の日から令和7年8月15日までの間に、また、2回目については令和7年9月15日から令和7年10月31日までの間に作業すること。ただし、草の伸びる状況により交通の支障となるような場合や、地元要望がある場合は監督員の承認を得て上記の期間より変更して作業することが出来るものとする。
安 全 対 策	本委託の実施にあたっては、必ず道路使用許可申請を行うもの・一般交通の支障を及ぼさないように十分注意し施行するものとする。施行計画書で詳細な計画を行い、事前に監督員の承認を得た後に実施すること。なお、交通誘導員として上記人数を見込んでいるが、道路使用許可申請における警察との協議により配置を指示された場合は別途協議するものとし、交通誘導員は変更対象とする。
施 工 管 理	平面図(延長)及び写真(各路線ごと)で出来高管理をすること。施工日をリスト管理すること。
支 払 い	本業務委託において、委託料の支払いは、完了後払いのみとし、前払い、部分払いは行わないものとする。
完 了 写 真	完了写真は小黒板を入れて着手前・後が比較できる位置で撮影すること。

※検査について 最終の検査以外に、中間検査を行う。なお、この中間検査に伴う支払いは行わない。第1回目、第2回目の除草完了後、報告書(写真)の提出をもって、岡山市がランダムに選定した区画の検査を行う。

草刈業務委託特記仕様書

1. 履行期限を厳守すること。
2. 受託者は、契約締結後速やかに着手するとともに、法令を順守して、適切な履行をすること。
3. 施工上の注意事項
 - ・本業務委託（草刈作業）の施工時間は、8：30～17：00とする。
 - ・一般交通に支障を及ぼさないよう十分注意して施工すること。なお、警察等との協議により変更が生じた場合は、別途協議する。
4. 作業中の事故、その他による一切の損害については受託者の責任において処理すること。
5. 納入成果品
 - ・各回の工事写真（着手前、作業中、完成）
なお、工事写真管理において従来の写真に加え、電子媒体（デジタルカメラ）の使用による工事写真の提出ができるものとするが機能、精度等詳細については監督員の指示によること。
 - ・草刈面積総括表（数量計算書）
 - ・草刈展開図
 - ・草処分伝票及び総括表
 - ・交通誘導員伝票及び総括表
 - ・その他監督員が指示するもの以上の成果品を、完了後速やかに提出すること。
6. 関係機関との調整について
本業務委託の施工に関しては、本課、警察等の関係機関及び地元町内会等と入念、密接に連絡を取り、相互に理解した上で実施すること。なお、警察等の関係機関との協議が必要であれば、それに必要な資料を作成すること。
7. 刈草の処分先及び処分費について
 - ・刈草の処分については、以下の内容で積算を行っている。

再資源化施設	タマタイ産業(株)（岡山市北区御津下田地内）
運搬距離	片道 6.5km以下
処分費	16,000円(税抜き)
 - ・野焼きは、絶対行わないこと。
 - ・作業中の事故、その他による一切の損害については受注者の責任において処理すること。
 - ・持ち込む施設を事前に報告すること。
 - ・刈草を搬入するときには、持ち込む施設へ事前に確認すること。※ 岡山市焼却施設(東部クリーンセンター、当新田環境センター)には、持ち込まないこと。
8. 検査について
1回目完了後、速やかに完了報告(電話)をすることとし、市で確認・検査を行う。指摘事項があれば、適切に対応すること。
9. 草刈中に特に留意する注意事項(別添1)